

体罰防止について

- ・ 体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であることをしっかり認識するとともに学校教育法第11条において厳に禁止されているものであり、いかなる理由があっても、絶対に許されないものであるという基本認識を持つことが必要です。
- ・ 体罰は、教師と児童生徒の人間関係を一瞬で壊してしまうものです。

○ 次の事例は、高等学校に勤務する男性教諭の部活動指導中の体罰事例の一つです。

高等学校の教諭は、体育館で部活動を指導中、女子部員Aが主将の役割を果たしていないとして右の平手で左の頬を1回たたいた。さらに、教諭は同年、練習試合中に女子部員Bが役割を十分に果たしていないとして右の平手で左の頬を1回たたき、左手の拳で右の頬を軽く1回突いた。（減給1か月）

1 体罰に対する認識を持っていますか。

- (1) 教師による有形力の行使は、一般的に体罰に当たる。
 - ・ 身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）
- (2) 有形力の行使以外の体罰
 - ・ 被罰者に肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等）

【教員の心の隙】

- ① これくらいなら大丈夫という思い。
- ② 愛の鞭という身勝手な思い。
- ③ 少々痛い目に合わせるくらいでなければ、教育できないという思い。

※ 体罰による教育効果は全くなく、児童生徒や保護者の学校に対する信頼を著しく失墜させるだけです。

【体罰の影響：保護者（母親）のトラウマ】

「娘が小学校入学直後、担任が『落ち着きがないから、椅子に縛る腰ひもを持たせてくれ』と言われ、一番柔らかい腰ひもを持たせた。それを未だに悔いている。」

～ PTA研究会からの体験発表から ～

2 体罰が起きるその瞬間（冷静に行う体罰はない。）

- (1) 児童生徒の態度に感情的になったとき
- (2) 児童生徒の言動に感情的になったとき
- (3) 日頃の指導の成果が表れず、失望したとき
- (4) 事故者の気持ちが穏やかでないとき

3 判例（体罰に対する社会の目は厳しい。）

- 裁判長説諭（教師が生徒に平手打ち2回：罰金10万円、損害賠償50万円）
「けがをしていない事件に50万円という賠償額は高額とも考えられるが、これは学校教育の場から体罰を根絶してもらいたいという裁判所の気持ちの表明である。」
【東京高裁：昭和56年4月1日】

4 体罰に係る懲戒処分の考え方

○懲戒処分の指針～（抜粋）～

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ又は重大な傷害を負わせた場合・・・免職又は停職
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合・・・停職又は減給
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合・・・戒告
- (4) 体罰の方法や程度、人数、回数などにより加重する場合がある。

○量定を加重する場合の考え方

①【傷害を負わせた場合】

- ・ 「たんこぶ」、「内出血」を含め児童生徒に傷害を負わせた場合。

②【複数の児童・生徒に体罰を行った場合】

- ・ 複数の児童生徒に体罰を行うことは、身体への侵害、肉体的苦痛を児童生徒一人一人に与えることはもとより学級など他の児童生徒に及ぼす影響も大きいこと。

③【同じ児童・生徒に対して繰り返し体罰を行った場合】

- ・ 特定の児童生徒に対し繰り返し体罰を行うことは、身体への侵害、肉体的苦痛のほか絶望感、孤立感を醸成し多大な精神的苦痛を与えるばかりでなく、いじめなどの土壌を生む恐れがあること。

④【特別支援学校（学級）の児童・生徒に体罰を行った場合】

- ・ 特別支援学校（学級）の児童・生徒に対しては、より粘り強い指導や配慮が求められること。

⑤【過去に体罰を行っていた場合】

- 過去に体罰を行っていた場合→ 注意、指導、処分の有無、体罰歴の回数を問わない。
- 過去に懲戒処分歴がある場合→ 過去において道教委から体罰による懲戒処分を受けている場合。
- 過去に注意・指導を受けていた場合→ 過去において市町村教委や校長から体罰による指導等を受けている場合。

※ 懲戒処分に当たっては、非違行為の動機、態様及び結果の程度や過去の非違行為歴等を総合的に考慮の上判断することから、懲戒処分の指針に示した標準的な例とは異なる処分になる場合もあります。

体罰の処分の量定は、戒告を基本として加重することとなっているが、過去に指導をされているにもかかわらず、繰り返し体罰を行っているものや、体罰の方法や程度、人数、傷害の程度が著しく大きいなど、その内容が悪質若しくは危険な暴力行為である場合、隠蔽や常習性がある場合等については、「停職」以上の処分の対象となり得ることがある。

○ 関係法令

学校教育法（児童・生徒等の懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要と認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【チェックポイント】

- 校内研修資料「体罰をなくそう」などを活用して校内研修を行っているか。
- 生徒指導部などで体罰の無い指導の在り方を話し合っているか。
- 体罰の禁止の趣旨を平素から周知し、徹底しているか。
- 問題を抱えた児童生徒の指導について特定の教員や担任だけに任せていないか。
- 体罰が行われた場合の校内の連絡体制を確立しているか。
- 児童生徒が体罰を受けた時に相談しやすい雰囲気づくりができているか。
- 特に若い教員の学級指導などの状況を把握して、適切に指導しているか。
- 指導が厳しすぎるとか感情的な対応が多いという教員が見受けられないか。
- 少しくらいの体罰があった方がよいという意識が、教員、保護者の中に見受けられないか。

不祥事を防ぐ最大の力は、教職員一人一人の自覚と努力です！